

(高等裁判所経由)

甲府地家裁総第 653 号

(組ろ-02)

平成 31 年 4 月 17 日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

甲府地方裁判所長 細 田 啓 介

裁判事務の分配等の定めについて

(平成 6 年 7 月 22 日付け総一第 182 号に基づく報告)

4 月 15 日現在における甲府地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判事務の分配等については、別添のとおりです。

平成 31 年度における甲府地方裁判所及び管内簡易裁判所の
裁判事務の分配等について

平成 30 年 12 月 12 日裁判官会議議決

平成 31 年 1 月 16 日一部改正

平成 31 年 3 月 18 日一部改正

(平成 31 年 3 月 25 日施行分)

平成 31 年 3 月 18 日一部改正

(平成 31 年 4 月 1 日施行分)

平成 31 年 3 月 18 日一部改正

(平成 31 年 4 月 15 日施行分)

平成 31 年度における甲府地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序、開廷の日割り並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

第 1 章 甲府地方裁判所

(部の配置)

第 1 条 甲府地方裁判所本庁（以下「本庁」という。）に民事部、刑事部及び特別部を置く。

(裁判官の配置)

第 2 条 本庁の民事部、刑事部及び特別部の裁判官の配置は、別表第 1 のとおりとする。

(本庁の民事部及び同部の裁判官に対する裁判事務の分配)

第 3 条 民事部には、第 4 条の 2(1)に掲げるものを除くその余の民事事件を分配する。

2 民事部の各裁判官に対する事件の分配は、別表第2のとおりとする。

(本庁の刑事部及び同部の裁判官に対する裁判事務の分配)

第4条 刑事部には、第4条の2(2)ないし(4)に掲げるものを除くその余の刑事事件等を分配する。

2 刑事部の各裁判官に対する事件の分配は、別表第3のとおりとする。

第4条の2 特別部には、次の各号に掲げる事件を分配する。

(1) 差戻しの民事合議事件

ただし、別表第1の特別部配属の裁判官のうち、別表第2に記載のある裁判官によって合議体を構成するものとする。

(2) 差戻しの刑事合議事件

ただし、別表第1の特別部配属の裁判官のうち、別表第3の1（ただし、刑事令状事件の項を除く。）に記載のある裁判官によって合議体を構成するものとする。

(3) 刑事訴訟法第262条第1項の請求により審判に付された事件

上記(2)の場合と同様とする。

(4) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項の裁判員対象からの除外申立事件、同法第35条第1項の裁判員候補者不選任請求却下決定に対する異議申立事件、同法第41条第1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件、同法第42条第1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求却下決定に対する異議申立事件、同法第43条第3項の裁判員又は補充裁判員の職権解任事件及び同法第94条第1項の選任予定裁判員の選定取消請求却下決定に対する異議申立事件

ただし、別表第1の特別部配属の裁判官のうち、当該裁判員裁判事件の裁判体を構成する裁判官以外の裁判官によって合議体を構成するものとする。

(所長の特別措置)

第5条 所長は、事件の分配について定めがない場合、又はこの定めにより事件を

分配することが相当ではなく、かつ、特に緊急を要する場合は、当該事件を分配する部若しくは甲府地方裁判所都留支部（以下「支部」という。）又は裁判官を指定することができる。この場合には、次の裁判官会議において承認を得なければならない。

第6条 本庁の裁判官に差し支えがあるときの裁判事務については、その裁判官が所属する部の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、所長の指名する他の裁判官が代理する。

2 支部の裁判官に差し支えがあるときの裁判事務については、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

（開廷の日割り）

第7条 本庁及び支部の開廷の日割り及び使用法廷は、別表第4のとおりとする。

（関連事件の配てん換え）

第8条 各裁判官に分配された数個の事件が相互に関連するとき、及びその他必要があるときは、関係する各裁判官の協議により、その事件を他の裁判官に配てん換えをすることができる。

2 配てん換えが行われた場合、配てん換えを受けた裁判官については、新受事件が分配されたものとみなし、配てん換えをした裁判官については、配てん換えされた事件と同種、同数の新受事件を分配する。ただし、関係する各裁判官の協議によりこれと異なる扱いをすることを妨げない。

（事件の回付）

第9条 本庁又は支部において受理した事件に関し、他の庁において処理するのを相当とするときは、関係する各裁判官の協議により、その事件を他の庁に回付することができる。

（回付すべき事件の自庁処理）

第10条 支部において処理すべき民事事件が本庁の民事部に係属し、又は本庁の民事部において処理すべき民事事件が支部に係属した場合において、特に必要が

あると認めるときは、本庁の民事部又は支部は、その事件を自ら処理することができる。

(司法行政事務の代理順序)

第11条 所長に差し支えがある場合における司法行政事務については、裁判官鈴木順子が代理し、同裁判官に差し支えがあるときは、裁判官横山泰造が代理し、同裁判官に差し支えがあるときは、本庁の裁判官で所長の指名する他の裁判官が代理する。

- 2 本庁の部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときの司法行政事務については、その裁判官が所属する部の裁判官が代理し、これによることができないときは、所長の指名する他の裁判官が代理する。
- 3 支部長に差し支えがあるときの司法行政事務については、所長の指名する他の裁判官が代理する。

第2章 管内簡易裁判所

(裁判官の配置)

第12条 管内簡易裁判所における裁判官の配置は、別表第5のとおりとする。

(裁判事務の分配)

第13条 管内簡易裁判所の裁判事務の分配は、別表第6に定めるところによる。

(裁判事務の代理順序)

第14条 別表第7の左欄記載の簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、同欄に対応する同表の右欄記載の裁判官が同欄に定めるところに従って代理する。

(開廷の日割り)

第15条 管内簡易裁判所の開廷の日割りは、別表第8に定めるところによる。

(司法行政事務の代理)

第16条 甲府簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合における司法行政事務については、裁判官山田聰、同小野里準一がこの順序で代理し、両者に差し支えがあるときは、同簡易裁判所又は他の簡易裁判所に配置さ

れている裁判官で所長の指名する他の裁判官が代理する。

- 2 都留簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合における司法行政事務については、裁判官平嶋洋一が代理し、同裁判官に差し支えがあるときは、他の簡易裁判所に配置されている裁判官で所長の指名する他の裁判官が代理する。
- 3 鰍沢簡易裁判所及び富士吉田簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合における司法行政事務については、他の簡易裁判所に配置されている裁判官で所長の指名する他の裁判官が代理する。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年1月16日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年3月25日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年4月15日から実施する。

(別表第1)

本庁における裁判官の配置 (第2条関係)

部 名	裁 判 官
民 事 部	判 事 鈴 木 順 子 判 事 (兼) 井 佐 英 判 事 (兼) 横 泰 造 判 事 山 崇 史 判 事 (兼) 畠 月 広 判 事 園 田 稔 判事補 岡 田 彩 判事補 (兼) 新 居 拓 判事補 小 澤 馬 判事補 田 中 光 判事補 中 春 香
刑 事 部	判 事 横 山 泰 造 判 事 (兼) 櫻 井 佐 英 判 事 (兼) 鈴 順 子 判 事 (兼) 大 崇 史 判 事 園 田 稔 判事補 岡 田 彩 判事補 (兼) 新 居 拓 判事補 (兼) 小 澤 馬 判事補 (兼) 田 中 光 判事補 (兼) 中 春 香

特 别 部	判 事	介 英 子
	判 事 (兼)	启 佐 順
	判 事 (兼)	木 山 崩
	判 事 (兼)	横 大 望
	判 事 (兼)	田 園 岡
	判 事 (兼)	田 田 新
	判事補 (兼)	居 澤 小
	判事補 (兼)	澤 田 中
	判事補 (兼)	春 香

(別表第2)

本庁の民事部の各裁判官に対する事件の分配（第3条関係）

事件の種類	担当裁判官	分担率
(あ) 民事通常訴訟事件（刑事損害賠償命令異議等事件を除く。） (い) 行政訴訟事件 (う) 手形訴訟事件・小切手訴訟事件	鈴木順子 大畠崇史 園田稔	事件の種類ごとに 4分の1 4分の2 4分の1
刑事損害賠償命令異議等事件	鈴木順子 大畠崇史	3分の1 3分の2
労働審判事件	鈴木順子 大畠崇史 園田稔	各3分の1
再審事件	大畠崇史 園田稔	各2分の1
配偶者暴力に関する保護命令事件	大畠崇史 園田稔	各2分の1
民事調停事件中申立調停事件	大畠崇史	全部
(あ) 不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械に対する強制執行事件 (い) 不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械を目的とする担保権の実行としての競売等事件	鈴木順子 大畠崇史 新居拓馬 小澤光 田中春香	10分の1 10分の3 10分の2 10分の2 10分の2

(a) 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件		大畠 崇史 小澤 光 田中 春香	5分の1 5分の2 5分の2
事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件		大畠 崇史 小澤 光 田中 春香	5分の1 5分の2 5分の2
民事執行雑事件	執行官の処分及びその遅延に対する執行異議事件	鈴木 順子	全 部
	財産開示申立事件 その他の事件	小澤 光 田中 春香	各2分の1
保全命令申立事件	審尋を要する事件	鈴木 順子 園田 稔	各2分の1
	上記以外の事件 (消費者裁判手続特例法による事件を除く。)	園田 稔 小澤 光 田中 春香	4分の2 4分の1 4分の1
	消費者裁判手続特例法による事件	鈴木 順子 園田 稔	各2分の1
破産事件	管財事件	鈴木 順子 大畠 崇史 園田 稔	4分の1 4分の1 4分の2

	同時廃止事件	園田 稔 小澤 光 田中 春香	5分の1 5分の2 5分の2
再生事件	再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く。）	鈴木 順子 園田 稔	各2分の1
	小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件	園田 稔 小澤 光	各2分の1
仮登記仮処分命令申請事件 民事非訟事件 商事非訟事件（会社整理事件及び特別清算事件を除く。） 借地非訟事件 過料事件		園田 稔	全部
共助事件		小澤 光 田中 春香	各2分の1
民事雑事件	保全異議・取消申立事件	鈴木 順子 園田 稔	各2分の1

	証拠保全事件 訴え提起前における証拠収集処分申立事件（証拠保全申立事件を除く。） 担保取消決定申立事件 その他の事件	小澤光 田中春香	各2分の1
	表に掲げたもの以外の民事事件	鈴木順子 園田稔	各2分の1
<p>特則</p> <p>(あ) 手形判決・小切手判決に対する異議によって復活した訴訟事件は、手形判決・小切手判決をした裁判官が担当する。</p> <p>(い) 本案訴訟事件の提起後に申立てがされた民事保全事件（本案訴訟事件と同時に申し立てられた場合を含む。）は、本案訴訟事件担当の裁判官が担当する。</p> <p>(う) 民事事件又は行政事件（以下「基本事件」という。）の申立て後に申立てがされたこれに付隨する民事雑事件又は行政雑事件（基本事件と同時に申し立てられた場合を含む。）は、その基本事件担当の裁判官が担当する。</p> <p>(え) 裁判所を執行機関とする民事執行事件に付隨する執行雑事件は、その民事執行事件担当の裁判官が担当する。</p>			

（注）刑事損害賠償命令異議等事件とは、犯罪被害者保護法33条1項、38条による事件を指す。

(別表第3)

本庁の刑事部の各裁判官に対する事件の分配（第4条関係）

1 刑事事件

事 件 の 種 類	担当裁判官	分 担 率
公判請求事件（合議事件及び特別部に分配すべき事件を除く。）	横山泰造 望月千広	各2分の1
(あ) 共助事件 (い) 証人尋問請求事件 (う) 証拠保全事件 (え) 刑事訴訟法第430条の請求に係る事件 (お) 本表に掲げたもの以外の刑事事件	新居拓馬	全 部
傍受の原記録を保管する裁判官	横山泰造	
刑事令状事件（被疑者の国選弁護人選任事件を含む。）		
1 執務時間中		
(1) 公訴提起前の事件に関する令状事件		
ア 地方裁判所が令状事件を担当する曜日は、月曜日とし、裁判官新居拓馬が担当する。		
イ 裁判官新居拓馬に差し支えがあるときは、次の順位に従って、差し支えのない裁判官が担当する。この順序によっても差し支えのない裁判官がないときは、甲府簡易裁判所が令状事件を担当し、同裁判所本務の裁判官が別表第6の2刑事事件の刑事令状事件1(1)イの順位に従って担当する。		
なお、現に刑事部の合議事件を担当する裁判官は、法定合議事件及び合議体で審判するのが相当であると認められる事件に係る勾留に関する処分について、差し支えがあるものとして取り扱う。		
第1順位 望月千広		
第2順位 横山泰造		
第3順位 田中春香		

第4順位 小澤 光
第5順位 園田 稔
第6順位 大畠 崇史
第7順位 鈴木 順子
第8順位 櫻井 佐英

(2) 公訴提起後第1回公判期日前の事件に関する令状事件（第1回公判期日前の被告人の勾留に関する処分を含む。）

公訴提起後第1回公判期日前の事件に関する令状事件は、裁判官新居拓馬が担当し、裁判官新居拓馬に差し支えがあるときは、(1)のイに定める順位に従って、差し支えのない裁判官が担当する。

なお、当該事件の公判審理を担当する裁判官は、差し支えがあるものとして取り扱う。

(3) 勾留理由の開示の事件は、その勾留の裁判をした裁判官が担当する。当該裁判官に差し支えがあるときは、次の順位に従って、差し支えのない裁判官が担当する。

第1順位 新居 拓馬
第2順位 望月 千広
第3順位 横山 泰造
第4順位 田中 春香
第5順位 小澤 光
第6順位 園田 稔
第7順位 大畠 崇史
第8順位 鈴木 順子
第9順位 櫻井 佐英

2 退庁時刻後及び休日

本庁の裁判官が、刑事部において毎月あらかじめ作成する当番表に従って担当する。

2 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続

事件の種類	担当裁判官	分担率
-------	-------	-----

処遇事件及び競合する処分の調整の申立に係る事件 精神保健審判員が任命される前の通知	横山泰造 望月千広	各2分の1
差し戻し後の処遇事件	横山泰造 望月千広	各2分の1
鑑定入院命令 連戻状	新居拓馬	全部
鑑定入院先の指定を変更する命令	横山泰造 望月千広	各2分の1
対象行為の存否に関する審判及び裁判	横山泰造 望月千広 新居拓馬	全部
裁判官、精神保健審判員又は書記官に関する除斥	鈴木順子 大畠崇史 園田稔	各3分の1
裁判官の処分に対する不服申立て 裁判所の処分に対する異議	鈴木順子 大畠崇史 園田稔 小澤光 田中春香	全部 (左の裁判官の中から適宜合議体を構成する。)
嘱託による事実の取調べ	横山泰造 望月千広	各2分の1

(注) 鑑定入院命令及び連戻状を担当する裁判官新居拓馬に差し支えがある場合には、刑事令状事件の1の(1)のイに定める順位に従って、差し支えのない地方裁判所の裁判官が担当する。

3 檢察審査会法 41 条の 9 第 1 項に基づく指定等

検察審査会法 41 条の 9 第 1 項に基づく指定及び同法 41 条の 10 第 2 項による指定の取消は、裁判官新居拓馬が担当する。

裁判官新居拓馬に差し支えがあるときは、刑事令状事件の 1 の(1)のイに定める順位に従って、差し支えのない裁判官が担当する。

(別表第4)

本庁及び支部の開廷の日割り及び使用法廷 (第7条関係)

裁 判 体		開 廷 日	使 用 法 �廷
本 民 事 部 庁	合 議	火	第211号法廷, 第212号法廷, 第412号法廷又は 第413号法廷
	鈴 木 順 子	木	第211号法廷, 第212号法廷, 第412号法廷又は 第413号法廷
	大 嶋 崇 史	水 金	第411号法廷, 第212号法廷, 第412号法廷又は 第413号法廷
	園 田 稔	木	第411号法廷, 第212号法廷, 第412号法廷又は 第413号法廷
	合 議	隨 時	第201号法廷又は 第202号法廷
	横 山 泰 造	火 (隨時) 金	第203号法廷, 第201号法廷又は 第202号法廷
	望 月 千 広	月 火 (隨時) 金	第204号法廷,

			第201号法廷又は 第202号法廷
	特 別 部 (合 議)	隨 時	第211号法廷又は 第201号法廷
支部	民 事	火 金	第1号法廷又は第2 号法廷兼審尋室
	刑 事	月	第1号法廷

(別表第5)

管内簡易裁判所の裁判官の配置 (第12条関係)

(甲府簡易裁判所)

担当事務	裁判官
民事裁判及び刑事裁判全般	簡易裁判所判事 山田 聰 簡易裁判所判事 小野里 準一 簡易裁判所判事(兼) 濱田 能健 簡易裁判所判事(兼) 櫻井 佐英 簡易裁判所判事(兼) 鈴木 順子 簡易裁判所判事(兼) 横山 泰造 簡易裁判所判事(兼) 大畠 崇史 簡易裁判所判事(兼) 月田 広広 簡易裁判所判事(兼) 園田 稔 簡易裁判所判事(兼) 岡田 彩

(鰍沢簡易裁判所)

担当事務	裁判官
民事裁判及び刑事裁判全般	簡易裁判所判事 濱田 能健

(都留簡易裁判所)

担当事務	裁判官
民事裁判及び刑事裁判全般	簡易裁判所判事(兼) 大伴 慎吾 簡易裁判所判事(兼) 平嶋 洋一

(富士吉田簡易裁判所)

担当事務	裁判官
民事裁判及び刑事裁判全般	簡易裁判所判事 平嶋洋一

(別表第6)

管内簡易裁判所の裁判事務の分配（第13条関係）

(甲府簡易裁判所)

1 民事事件

裁 判 事 務	担当裁判官	分 担 率
(あ) 通常訴訟事件 (い) 手形訴訟事件・小切手訴訟事件	山 田 聰 小野里 準 一	各2分の1
少額訴訟事件	山 田 聰 小野里 準 一	各2分の1
和解事件	小野里 準 一	全 部
公示催告事件	山 田 聰	全 部
調停事件	山 田 聰 小野里 準 一	各2分の1
保全事件	小野里 準 一	全 部
過料事件	濱 田 能 健	全 部
本表に掲げたもの以外の民事事件	山 田 聰	全 部

2 刑事事件

裁 判 事 務	担当裁判官	分 担 率

公判請求事件	濱田能健	全部
刑事訴訟法第463条第1項又は第2項の規定により通常の審判をする事件及び略式命令に対する正式裁判請求事件	(1) 裁判官山田聰及び同小野里準一が順てんで担当する。 (2) (1)によることができないときは、所長の指名する裁判官が担当する。	
略式命令請求事件（三者即日処理事件を含む。）	濱田能健	全部
第1回公判期日前の証人尋問請求事件	小野里準一	全部
証拠保全事件	濱田能健	全部
本表に掲げたもの以外の刑事事件	山田聰 小野里準一	各2分の1

刑事令状事件（被疑者の国選弁護人選任事件を含む。）

1 執務時間中

(1) 公訴提起前の事件に関する令状事件

ア 甲府簡易裁判所が令状事件を担当する曜日は、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日とし、以下の裁判官が担当する。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日		
				第1・第3・第5	第2	第4
	山田聰	小野里準一	濱田能健	濱田能健	山田聰	小野里準一

イ アの裁判官に差し支えがあるときは、次の順位に従って、差し支えのない裁判官が担当する。

第1順位 山田聰
第2順位 小野里準一
第3順位 濱田能健

第4順位 望月千広
 第5順位 園田 稔
 第6順位 大畠 崇史

(2) 公訴提起後第1回公判期日前の事件に関する令状事件（第1回公判期日前の被告人の勾留に関する処分を含む。）

公訴提起後第1回公判期日前の事件に関する令状事件は、裁判官山田聰又は同小野里準一が担当し、両者に差し支えがあるときは、次の順位に従つて、差し支えのない裁判官が担当する。

第1順位 望月千広
 第2順位 園田 稔
 第3順位 大畠 崇史

(3) 勾留理由の開示の事件は、その勾留の裁判をした裁判官が担当する。

当該裁判官に差し支えがあるときは、裁判官濱田能健が担当し、同裁判官に差し支えがあるときは、(1)のイに定める順位に従つて、差し支えのない裁判官が担当する。

2 退庁時刻後及び休日

甲府簡易裁判所の裁判官が、甲府地方裁判所刑事部において毎月あらかじめ作成する当番表に従つて担当する。

3 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続

裁 判 事 务	担当裁判官	分担率
嘱託による事実の取調べ	濱田能健	全 部

(鰍沢簡易裁判所)

裁 判 事 务	担当裁判官	分担率
裁判事務（略式命令に対する正式裁判請求事件を除く。）	濱田能健	全 部
略式命令に対する正式裁判請求事件	所長の指名する裁判官	

(都留簡易裁判所)

裁 判 事 務	担当裁判官	分担率										
1 裁判事務（ただし、2を除く。）	平嶋洋一	全 部										
2 略式命令に対する正式裁判請求事件	別表第7の都留簡易裁判所の右欄 (1)及び(2)に準じる。											
<p>3 刑事令状事件（被疑者の国選弁護人選任事件を含む。）</p> <p>(1) 執務時間中の令状事件は、以下の裁判官が担当する（括弧内は富士吉田簡易裁判所受付日である。）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月曜日</th><th>火曜日</th><th>水曜日</th><th>木曜日</th><th>金曜日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平嶋洋一)</td><td>(平嶋洋一)</td><td>平嶋洋一 (平嶋洋一)</td><td>平嶋洋一</td><td>平嶋洋一</td></tr> </tbody> </table>			月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	(平嶋洋一)	(平嶋洋一)	平嶋洋一 (平嶋洋一)	平嶋洋一	平嶋洋一
月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日								
(平嶋洋一)	(平嶋洋一)	平嶋洋一 (平嶋洋一)	平嶋洋一	平嶋洋一								
<p>(2) (1)の裁判官に差し支えがあるときは、裁判官大伴慎吾が担当する。</p> <p>(3) 退庁時刻後及び休日は、甲府簡易裁判所の裁判官が、甲府地方裁判所刑事部において毎月あらかじめ作成する当番表に従って代理する。</p>												

(富士吉田簡易裁判所)

裁 判 事 務	担当裁判官	分担率
裁判事務（略式命令に対する正式裁判請求事件を除く。）	平嶋洋一	全 部
略式命令に対する正式裁判請求事件	所長の指名する裁判官	

(別表第7)

管内簡易裁判所の裁判事務の代理順序（第14条関係）

甲府簡易裁判所	<p>(1) 裁判官山田聰に差し支えがあるときは、裁判官小野里準一、同濱田能健がこの順序で、裁判官小野里準一、同濱田能健に差し支えがあるときは、裁判官山田聰が代理する。</p> <p>(2) (1)によることができないときは、所長の指名する他の裁判官が代理する。ただし、退庁時刻後及び休日の警察官職務執行法第3条の保護許可状及び児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の臨検捜索許可状に関する裁判事務は、甲府簡易裁判所の裁判官が、甲府地方裁判所刑事部において毎月あらかじめ作成する当番表に従って代理する。</p>
鶴沢簡易裁判所	<p>(1) 次の順位に従って、差し支えのない裁判官が代理する。</p> <p>第1順位 山 田 聰 第2順位 小野里 準 一</p> <p>(2) (1)によることができないときは、所長の指名する他の裁判官が代理する。ただし、退庁時刻後及び休日の警察官職務執行法第3条の保護許可状及び児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の臨検捜索許可状に関する裁判事務は、甲府簡易裁判所の裁判官が、甲府地方裁判所刑事部において毎月あらかじめ作成する当番表に従って代理する。</p>
都留簡易裁判所	<p>(1) 裁判官大伴慎吾に差し支えがあるときは、裁判官平嶋洋一が、裁判官平嶋洋一に差し支えがあるときは、裁判官大伴慎吾が代理する。</p> <p>(2) (1)によることができないときは、所長の指名する他の裁判官が代理する。ただし、退庁時刻後及び休日の警察官職務執行法第3条の保護許可状及び児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の臨検捜索許可状に関する裁判事務は、甲府簡易裁判所の裁判官</p>

	が、甲府地方裁判所刑事部において毎月あらかじめ作成する当番表に従って代理する。
富士吉田簡易裁判所	(1) 裁判官大伴慎吾が代理する。 (2) (1)によることができないときは、所長の指名する他の裁判官が代理する。ただし、退庁時刻後及び休日の警察官職務執行法第3条の保護許可状及び児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の臨検捜索許可状に関する裁判事務は、甲府簡易裁判所の裁判官が、甲府地方裁判所刑事部において毎月あらかじめ作成する当番表に従って代理する。

(別表第8)

管内簡易裁判所の開廷の日割り及び使用法廷(第15条関係)

裁判所	事務	担当裁判官	開廷日	使用法廷
甲府簡易裁判所	民事	山田 聰	月 水	第102号法廷 第101号法廷
		小野里 準一	火 木	第102号法廷 第101号法廷
	刑事	濱田能健	月	第101号法廷
鰍沢簡易裁判所	民事及び刑事	濱田能健	火 (第2・第4)	簡易裁判所法廷
都留簡易裁判所	民事及び刑事	平嶋洋一	木	第1号法廷又は第2号法廷兼審尋室
富士吉田簡易裁判所	民事及び刑事	平嶋洋一	火	簡易裁判所法廷